

第 9 回

馬 頭 町 ・ 小 川 町
合 併 協 議 会 会 議 録

平成 1 7 年 4 月 2 1 日 (木)

第9回馬頭町・小川町合併協議会 会議録

日 時 平成17年4月21日(木)

午後1時30分から

場 所 馬頭町山村開発センター

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第 4号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳出予算の流用について

報告第 5号 馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部改正について

報告第 6号 新町特別職等報酬等審議会設置要綱について

(2) 協議事項

協議第47号 新町の町章について

(3) その他

那珂川町発足までの想定スケジュールについて

4 その他

5 閉 会

出席した委員（会長等含む。）【計 22 名】

会 長 川 崎 和 郎

副 会 長 渡 辺 良 治

委 員 岡 忠 一 大 金 伊 一 矢 内 修 石 田 彬 良
大 金 進 篠 江 求 岡 豊 子 益 子 栄 子
岩 村 文 郎 小 峰 直 人 藤 澤 枉 夫 福 島 泰 夫
杉 本 益 三 塚 原 博 長 谷 川 顕 一 船 山 伸 郎
佐 藤 勝 夫 山 沢 文 子 佐 々 木 文 子 亀 田 昇

欠席した委員 【計 3 名】

藤 田 眞 一 川 上 宗 男 福 田 正 男

事務局の出席 【計 9 名】

齋 藤 裕 一 藤 田 悦 男 板 橋 了 寿 岩 村 房 行
沼 田 一 也 大 森 親 久 吉 住 二 郎 小 松 重 隆
菊 池 藤 一

〔開始時刻：午後 1 時 3 0 分〕 〔終了時刻：午後 2 時 0 2 分〕

事務局次長（藤田悦男君） 皆さん、こんにちは。

お忙しいところ馬頭町・小川町合併協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

1 開 会

事務局次長（藤田悦男君） 定刻になりましたので、第9回合併協議会を始めさせていただきます。

2 会長あいさつ

事務局次長（藤田悦男君） 開会にあたりまして、川崎会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長（川崎和郎君） 皆さん、こんにちは。ごあいさつ申し上げます。

本日は、第9回の馬頭町・小川町合併協議会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。本日もよろしく願い申し上げまして、簡単ですがごあいさつに代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございます。

議事に入る前に、出席委員の確認をいたします。委員23名中20名の出席をいただいておりますので、協議会規約の規定による3分の2以上の委員の出席の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、栃木県市町村課長の田村澄夫委員が職員の定期異動により、合併推進担当主幹福田正男氏に変更になりましたことをご報告いたします。

本日の資料の確認であります。お手元に本日の会議次第と予算流用の追加資料があると思います。なお、先日送付いたしました第9回馬頭町・小川町合併協議会資料をお持ちいただいているかと思えます。本日、会議資料をお持ちでない方がおりましたら、事務局にご連絡いただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、規約によりまして川崎会長をお願いいたします。

3 議 事

議長（川崎和郎君） 規約の定めによりまして議長を務めさせていただきます。円滑に会議が進行できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

まず、会議を進める前に、会議録署名委員を指名させていただきます。今回は、岩村文郎委員と山沢文子委員をお願いをいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

報告第4号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳出予算の流用について、事務局から内容説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 事務局長の齋藤でございます。本日もよろしくお願いいたします。
会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号 平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳出予算の流用について

平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳出予算について、別紙のとおり流用を行ったので報告する。

このことにつきましては、財務規程第6条で歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは直近の協議会の会議に報告しなければならないと定めがありますので、この規定により報告するものでございます。

まず、本日配付いたしましたA4の1枚紙の資料でございますが、表題が平成16年度馬頭町・小川町合併協議会歳入歳出予算の流用、右下に第5回協議会、平成17年1月19日未報告分と記載があるものをご覧くださいと思います。

これは、本来であれば1月19日第5回協議会において報告すべきものでございましたが、事務局の都合によりまして報告が遅れましたこと、深くお詫びを申し上げます。遅れましたが、本日も報告を申し上げます。

歳出の1款運営費、2項事務費、13節委託料から14節使用料及び賃借料へ12万2,000円を流用いたしました。これは事務機器等借上料に不足を生じたことによるものでございます。

次に、会議資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の2款事業費、1項事業推進費、11節需用費から12節役務費へ1,000円を流用いたしました。これは合併調印式関係費用で、手数料に不足を生じたことによるものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ただいま事務局から説明がありましたが、この件に関し何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

なお、質問のある方は挙手をしてお名前を言ってから発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） では、ないようですので、次に進みたいと思います。

続きまして、報告第5号 馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部改正について、事務局から内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 資料の3ページをご覧くださいと思います。

報告第5号 馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部改正について

馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部を別紙のとおり改正したので報告する。

4ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部を改正する規程

馬頭町・小川町合併協議会調整会議規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるとしたものでございます。

改正の内容につきましては次のページの新旧対照表で説明いたしますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

別表（第3条関係）の表中、馬頭町の委員につきましては、右側の改正前の表にある税務課長を削除いたしまして、左側の改正後の表のように新たに収入役職務代理者を加えることとし、この一部改正規程を平成17年4月1日から施行したものでございます。

合併協議会の設置当初、馬頭町におきましては総務課長が収入役職務代理者に指名されておりました関係で、収入役職務代理者を委員といたしますという2町の委員数が等しくならないために税務課長が委員となっていたわけでございます。4月の会計課の設置及び人事異動に伴いまして新たに会計課長が収入役職務代理者に指名されましたので、収入役職務代理者を委員とすることに改めたものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 以上で説明を終わりにします。この件に関して何かご意見、ご質問ございましたらお願いします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、次に進ませていただきます。

続きまして、報告第6号 新町特別職等報酬等審議会設置要綱について、事務局から内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 資料の6ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第6号 新町特別職等報酬等審議会設置要綱について

新町特別職等報酬等審議会設置要綱について、別紙のとおり定めたので報告する。

この要綱につきましては、協議会規約第18条の委任規定に基づきまして4月14日に定めましたので報告をするものでございます。

7ページをご覧いただきたいと思ひます。

朗読しながら必要に応じて説明をまいります。

新町特別職等報酬等審議会設置要綱

（設置）

第1条 馬頭町・小川町合併協議会長（以下「協議会長」という。）の諮問に応じ、馬頭町及び小川町が合併して設置される那珂川町（以下「新町」という。）の議会議員の報酬の額、町長、助役、収入役、教育長及び職務執行者の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について審議するため、馬頭町・小川町合併協議会新町特別職等報酬等審議会（以下「審議

会」という。)を設置する。

(諮問及び所掌事項)

第 2 条 協議会長は、新町における報酬等の額について、審議会に諮問するものとする。

2 審議会は、前項の諮問に関して審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人をもって組織する。 1 町から 4 人ずつということでございます。

2 委員は、馬頭町及び小川町の長が推薦する者をもって協議会長が委嘱する。

3 委員は、前条第 1 項の諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、協議会長が招集する。

2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(報酬)

第 6 条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

(費用弁償)

第 7 条 委員が、公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

(報酬及び費用弁償の額等)

第 8 条 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、馬頭町・小川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の例による。

(報告)

第 9 条 会長は、審議会の協議の経過及び結果について、協議会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、馬頭町・小川町合併協議会事務局及び関係する専門部会が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会長が別に定める。

附則、この要綱は平成17年4月14日から施行する。

以上でございます。

議長(川崎和郎君) 以上で説明が終わりました。この件に関しましてご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議長(川崎和郎君) それでは、ないようですので、次に進みたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、協議第47号 新町の町章について、事務局からの内容の説明を求めます。

事務局長(齋藤裕一君) 会議資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

協議第47号 新町の町章について

新町の町章について、次のとおり提案する。

新町の町章については、「新町町章募集要領」及び「新町町章選定要領」を定め、協議会で選定するものとする。

10ページをお開きいただきたいと思います。

朗読しながら説明をまいります。

新町町章募集要領(案)

1、目的

馬頭町及び小川町が平成17年10月1日に合併して誕生する「那珂川町」の町章を制定するため、新町の将来像である「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」にふさわしい町章デザインを募集することを目的とする。

2、応募資格

応募資格は問わない。これにつきましては、多数の応募が得られるように、また良い作品が寄せられるようにするために資格を問わないことといたしました。なお、他の地区の事例のように募集雑誌等への有料の掲載などは行わない考えでございます。

3、募集の内容

募集する町章デザインは、次のとおりとする。

- ・新町の将来像である「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづく

り」にふさわしい町章（作品）であること。

- ・町旗、バッチ等にも使用できるデザインであること。
- ・用紙の地色を含め4色以内であること。なお、グラデーション（色を段階的に変化させること）は不可とする。
- ・単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。
- ・自作の未発表作品で、他の地方公共団体等の章及び他商標等と類似しないものであること。

4、募集の周知方法

- ・2町の広報紙
- ・2町のホームページ
- ・募集チラシ（各戸及び2町の主な施設への配布）
- ・各情報メディア　ここに記載はございませんが、多数応募されるようにいろいろな周知あるいは広報に努めてまいる考えでございます。

5、募集の方法等

（1）募集方法

- ・募集チラシに付いている専用の応募用紙のほか、馬頭町及び小川町のホームページからダウンロードして白色のA4用紙に印刷するか、白色のA4用紙を縦長にして縦横15センチメートルの枠（枠外に天地を明示。）を書いて使用することとする。
- ・用紙1枚に1作品とする。
- ・応募の際は、デザイン部分が折れ曲がらないように配慮することとし、持参又は封書による郵送等とする。　メール、ファクスは不可ということでございます。
- ・同一人による複数応募も可能とする。

（2）記載内容

- ・新町の町章デザイン（縦横15センチメートルの枠内に描くこと。）
- ・デザインの趣旨（100文字以内）、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業（学生・生徒は学校名と学年）。白色のA4用紙を用いる場合は、枠外に記載することとする。

6、募集期間

平成17年5月1日（日）～6月20日（月）までとする。

但し、郵送の場合は、当日消印有効とする。

7、賞金等

応募作品の中から次の賞を決定し、賞金等を贈呈する。

- ・優秀賞1点、5万円分の全国共通商品券
- ・佳作4点、1万円分の全国共通商品券

8、採用作品決定のお知らせ

合併協議会における選定の経過及び結果を2町の広報紙、ホームページ等に掲載するとともに、入賞者に別途通知する。

9、応募作品の取扱い

- ・応募された作品の一切の権利は、合併協議会を構成する馬頭町及び小川町に帰属するものとする。
- ・採用された作品の使用にあたっては、モノクロで利用する場合がある。
- ・応募作品は返却しないものとする。

10、応募作品の補作

応募作品をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で補作することができるものとする。

11、応募先及び問い合わせ

- ・馬頭町・小川町合併協議会事務局
- ・馬頭町総務課
- ・小川町企画財政課 以上の3カ所でございます。

続いて、13ページに入ります。

新町町章選定要領(案)でございます。

1、選定基準

新町の町章は、新生「那珂川町」の将来像である「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」にふさわしいもので、下記の条件に当てはまるものの中から選定するものとする。

- (1) 新町の将来像にふさわしい町章(作品)であること。
- (2) 町旗、バッチ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色を含め4色以内であること。なお、グラデーション(色を段階的に変化させること)は不可とする。
- (4) 単色で表現してもイメージや安定感が損なわれないものであること。
- (5) 自作の未発表作品で、他の地方公共団体等の章及び他商標等と類似しないものであること。これは、募集要領の募集内容と同様でございます。

2、選定方法

- (1) 事前審査 協議会事務局にて行います。

応募作品について、最低限の記載(デザイン、デザインの趣旨、住所、氏名)のないもの及び応募の条件を満たしていないものについては事前に審査し、これらのものについては、

第一次選定の対象から除外するものとする。

(2) 第一次選定 調整会議にて行います。

調整会議では、新町の町章として応募のあったものの中から、新町の町章としてふさわしい作品10点程度を、調整会議において協議により選定するものとする。具体的な方法につきましては、応募数に応じて検討する予定でございます。

(3) 第二次選定 協議会にて行います。

選定基準により、新町にふさわしい町章を選定することとし、第一次選定(調整会議)で選定された作品の中から協議会において協議により5点を選定する。

5点の作品の中から優秀賞1点を選定し、新町の町章として確認するものとする。また、優秀賞にもれた4点は佳作とする。

(4) 第一次選定及び第二次選定において協議による選定が困難な場合は、出席者(協議会においては正副会長を含める。)による投票により選定する。これは、原則的には協議によることといたしまして、協議での選定が困難な場合、例外として投票によることができるとしたものでございます。

3、選定にあたっての留意点

新町の町章の選定にあたっては、その町章のデザインの趣旨等についても留意するものとする。

4、応募作品の補作

応募作品をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で補作することができるものとする。

以上でございます。

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

以上、この新町町章の募集要領、そして新町町章選定要領の案が今説明がありましたが、これらにつきましてご意見、ご質疑ありましたらお願いしたいと思います。何かございませんか。長谷川委員。

委員(長谷川顕一君) 新町町章募集要領の2番でございますが、応募資格という点で応募資格は問わないということでございますが、これは馬頭町、小川町以外でも構わない、あるいは県外でも構わないということでしょうか。

議長(川崎和郎君) そのとおりであります。

ほかにごございませんか。

(発言する者なし)

議長(川崎和郎君) それでは、ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第47号 新町の町章については、原案のとおりとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(川崎和郎君) ありがとうございます。

協議第47号 新町の町章については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認をされました。ありがとうございます。

各委員さんのご協力によりまして、事務局が用意をいたしました議決事項につきましてはすべて終了いたしました。

その他に入ります。

では、事務局、お願いします。

事務局長(齋藤裕一君) その他でございますが、15ページをお開きいただきたいと思えます。

那珂川町発足までの想定スケジュールについてご説明を申し上げたいと思えます。

この表の一番左側、その一番上に区分と記載されているところがあるかと思えますが、この区分の上から下へ順に4月以降のスケジュールについて説明をしてみたいと思えます。

まず、町議会でございますが、6月と9月の定例会の開催時期を入れたものでございます。

それから、次に協議会、そしてその下の調整会議につきましては、それぞれの会議の開催予定期日を入れたものでございます。

その下、専門部会・分科会につきましては、合併準備に係る事務事業の一元化調整作業、この進展に伴いまして施設の名称を初め住民に直接関わる事項、それから重要事項の調整結果につきまして、本日は予定はありませんでしたけれども、この後の協議会では逐次報告を行っていくことを予定しております。なお、施設の名称につきましては、6月に協議会で報告できるように事務を進めているところでございます。そのほか、事務処理方法の統一、それから電算処理システムの端末機等の操作などを含めて8月末から9月にかけて必要に応じて職員研修を開催する予定としてございます。

次に、組織機構及び人員配置計画ですが、このうち組織機構につきましては、組織機構の策定作業を4月いっぱい終了するように進めておりまして、6月には協議会に組織機構について報告をできるのではないかとここでここに予定して入れてございます。一般職の職名及び給与につきましては、人事配置の計画、検討を進めまして、8月下旬を異動内示の目標ということでここに入れてございます。特別職のところですが、特に議会の議員、町長、助役等の特別職の報酬等につきましては、報酬等審議会を設置いたしまして諮問し、その答申を受けまして7月の協議会には報告をしたいということで予定しているところでございます。

次に、地域情報化計画でございますが、この中の特に電算関係、これは合併の期日までの準

備の中でも組織機構、それから例規の整備などとともに非常に重要な事項でございます。その電算システム統合整備につきましては、5月上旬にはサーバ室の整備を終えまして、5月からデータの移行などを経まして、試験稼動を含めた最終的な確認を9月中・下旬に行いまして、合併期日を迎える予定としてございます。

次に、条例規則等の整備でございますが、既に第1次原案の取りまとめに入っております。施設の名称、それから細かな事務事業等の調整を踏まえまして、6月からは第2次原案の取りまとめに入る予定でございます。8月末までには例規原案の確定を経まして、9月中旬には仮例規をまとめる予定でございます。この例規の主たる内容につきましては議会への説明が必要として、議会説明の予定を入れてございます。

次に、予算・決算関係でございますが、本年度当初から直ちに執行する必要のある合併準備関係予算につきましては当初予算に計上されておりますが、それ以外の合併準備に係る予算につきましては6月議会において議決をいただくということで予定しまして、現在その補正予算に係る事務を進めているところでございます。また、新町の暫定予算、それから本予算、これらの編成につきましては7月から取り組みを予定しております。なお、暫定予算案につきましては、査定を経た後、議会への説明も予定しているところでございます。一方、決算に関しましては、2町が9月末日をもって決算することになりますが、法的には出納整理期間というものがなく、その期日をもってすぐ決算という形になるわけですが、実際には先進事例に倣いまして、9月には仮の出納整理期間を設定して決算をしていくことになるかということで入れてございます。

新町町章選定につきましては、本日確認されました募集要領に基づきまして、デザインの募集を6月20日まで行いまして、7月の第11回協議会において町章の選定を行う予定でございます。その後、合併期日までに町旗を作製することを予定しております。

移転作業につきましては、新町の組織機構、それから職員配置計画に基づきまして移転計画を策定いたします。9月中・下旬には移転作業を行い終了させまして、合併期日を迎えるということになるかと思います。

その他の合併準備といたしましては、住民に対するガイドブックの作成を進めまして、9月には全戸配布を予定しております。このガイドブックですが、一般的には新町の組織機構を初め、本庁と総合支所の各課あるいは係の職務分掌、これらを周知するほかに、合併において住民に直接関わりのある各種の届け出、申請あるいは問い合わせなどで住民が戸惑うことがないように事務事業の担当窓口を知らせるほか、その手続方法などについても網羅するような内容になるものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 事務局から今後のスケジュールについての説明がありましたが、何か総体的な中でご意見、ご質問ありましたらお願いします。

はい。

委員（福島泰夫君） 小川町の福島です。

ただいま合併までの想定スケジュールが発表になりましたけれども、その中で条例規則等の整備ということで9月中旬に仮例規等納品となっていますが、この例規集、本にするとこんな分厚い本で、これ見よがしに持って歩くような形になるので、あれをCD-RMに入れるとか、そういう計画があるかどうかお伺いしたいんですけれども、お願いします。

議長（川崎和郎君） では、事務局の方で説明をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） お答えを申し上げたいと思いますが、こういう時代でございますから当然CD-RM化を検討しております。そのときまでにどうなるかというのはちょっと今具体的に申し上げられませんが、CD-RM化は検討しております。

委員（福島泰夫君） 了解しました。ありがとうございます。

議長（川崎和郎君） その他ございませんか。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ほかにないようでしたら、これで本日の会議を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 皆様のご協力により、協議会が円満に進められたことに感謝を申し上げます。進行を司会にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございました。

4 その他

事務局次長（藤田悦男君） 大きな4番のその他でございますが、委員の皆様から何かありますか。

それでは、次回の協議会でございますが、6月1日、小川町総合福祉センターにおいて開催する予定でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

5 閉 会

事務局次長（藤田悦男君） 以上をもちまして、第9回馬頭町・小川町合併協議会を終了いたします。

大変ありがとうございました。お世話になりました。

馬頭町・小川町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定により署名する。

平成17年4月21日

馬頭町・小川町合併協議会 議 長 川 崎 和 郎

委 員 岩 村 文 郎

委 員 山 沢 文 子